

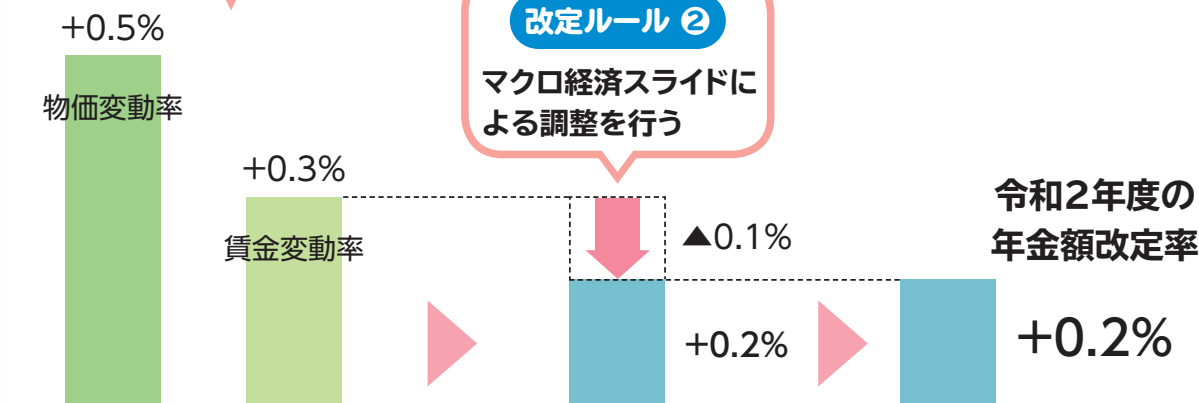
# 令和2年度は年金額が 0.2%引き上げられます

令和2年度の年金額は、昨年度より原則0.2%の引き上げ（増額）となりました。今回の年金額の算定に用いられた「年金額改定ルール」と、0.2%の引き上げに至った「年金額改定率の算定の流れ」をご説明します。



## 年金額改定率の算定の流れ

**改定ルール①** 物価や賃金の変動率を  
基に年金額を改定する

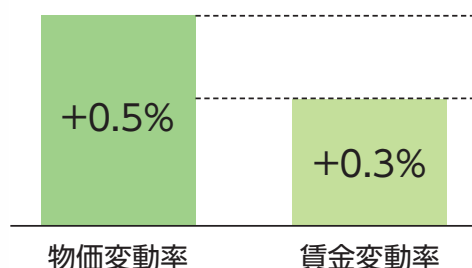


**改定ルール①** 物価や賃金の変動率を基に年金額を改定する

年金額は、前年の物価や賃金の変動に応じて、毎年度の額を改定（増額または減額）することとされています。

令和元年の物価変動率（年平均の全国消費者物価指数）は対前年比で+0.5%、賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は対前年比で+0.3%となりました。このように物価と賃金の変動率がともにプラスで、かつ物価変動率が賃金変動率を上回る場合には、賃金変動率を基にして年金額を改定することが法律で定められています。

このため、令和2年度の年金額の改定は、賃金変動率（+0.3%）を基に行います。次に、この率に対して **改定ルール②** による調整を行います。



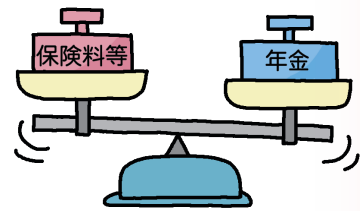
物価変動率 > 賃金変動率 > 0のときは  
賃金変動率を基に年金額を改定する

## 改定ルール② マクロ経済スライドによる調整を行う

公的年金制度においては、平均余命の伸びに伴い年金給付費が増大していく中でも、保険料等の収入の範囲内で安定的に給付を行うため、年金給付水準を自動的に調整するしくみが導入されており、これを「マクロ経済スライド」といいます。

具体的には、現役世代の人数の増減と平均余命の伸びを考慮して毎年度『スライド調整率』を算出し、これにより年金額の改定の基となる率（改定ルール①の率）を調整します。

令和2年度のスライド調整率は▲0.1%となりました。



## 年金額改定率の算定結果

改定ルール① 賃金変動率+0.3%を改定ルール② スライド調整率▲0.1%により調整した結果、令和2年度の年金額改定率は+0.2%となりました。

注：年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）の退職年金は、この改定ルールの対象外で、毎年10月に改定されます。

### 年金 豆知識

## スライド調整率はどうやって算出しているの？

まず、現役世代の人数の増減を表す指標として、公的年金被保険者数の変動率を用います。令和2年度は+0.2%となりました。

次に、平均余命の伸びによる年金給付費の増大を抑制するための率を用います。この率は毎年度一定で、▲0.3%です。

これらを合わせた率が令和2年度のスライド調整率 ▲0.1%です。

$$+0.2\% + \triangle 0.3\% = \triangle 0.1\%$$



## 参考情報 令和3年度から年金額の改定ルールが変わります

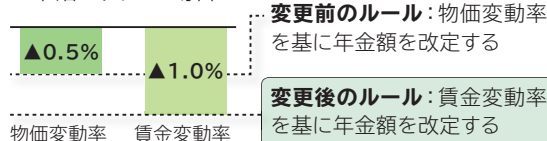
法改正により、改定ルール①の一部が変更されます。

現行では、賃金変動率がマイナスで、物価変動率よりも低下している場合は物価変動率を基に年金額が改定（減額）されるか、改定なし（据置き）とされています。（下図の「変更前のルール」）

令和3年度からは、現役世代の負担能力に応じた給付を行い、将来世代の給付水準を確保する観点から、賃金変動率に合わせて年金額が改定（減額）されます。

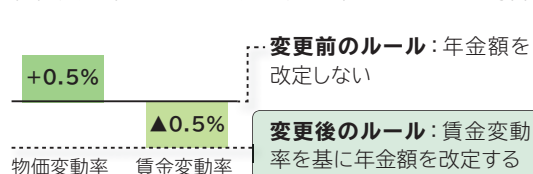
### 変更となるパターン①

物価と賃金の変動率がともにマイナスで、賃金変動率の下落が大きい場合



### 変更となるパターン②

物価変動率がプラスで賃金変動率がマイナスの場合



令和2年度の年金額改定については、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [公立学校共済組合からのお知らせ（年金受給者向け）](#) → [令和2年度の年金額のお知らせ](#) をクリック

